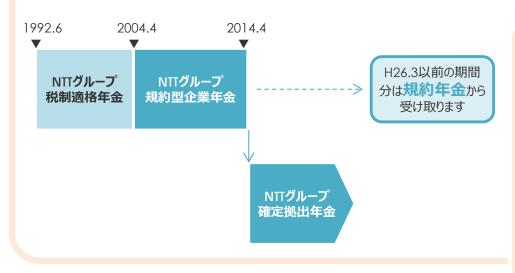
# NTTグループ規約型企業年金(2014年3月までの期間の制度)の概要

# 退職手当の28%を年金原資とした有期年金

1992年6月に主要8社の退職手当の28%を企業年金化し、給付利率7.0%、据置利率5.5%の固定利率で付利するNTTグループ税制適格年金を導入しました。その後、資産運用環境の変化等を踏まえて、2001年4月に給付利率4.5%、据置利率3.0%に見直し、2014年4月には、付利率が市場金利に連動するキャッシュバランス制度を導入して、NTTグループ規約型企業年金へ移行しました。

2014年4月に将来期間分をNTTグループ確定拠出年金へ移行したことにより、2014年3月までの過去期間分の年金原資を扱う閉鎖型の制度へと移行し、現在に至っています。



### 給付利率と据置利率

企業年金制度は、年金原資を単純に分割して支払うのではなく、退職後、 年金受け取り開始前の『据置期間』、年金受け取り期間中の『受給期間』、 原資に一定の利息を付利しています。

据置期間中の付利率を『据置利率』、受給期間中の付利率を『給付利率』 といいます。

従来の税制適格年金制度では、付利率はあらかじめ固定で定める必要がありましたが、確定給付企業年金制度では、付利率を国債利回りなどの市場金利に連動して毎年、自動で変動させるキャッシュバランス制度の導入が可能となりました。

## 加入のしくみ



規約年金の加入対象となるのは、制度実施会社13社の社員及びグループ会社への出向社員です。

制度実施会社(13社)

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会 社NTTドコモ、株式会社NTTファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、エヌ・ ティ・ティレゾナント株式会社、NTT都市開発株式会社、NTTファイナンス株式会社、 日本カーソリューションズ株式会社、NTTリミテッド・ジャパン株式会社

# 加入者資格の取得・喪失

加入者資格は、上記の会社に入社した日以後最初の4月1日に取得し、退職 しした日、死亡した日等に喪失します。

加入期間は月を単位として計算し、入社した月から喪失した月までの勤続期間とします。加入期間は、年金の受給資格の判定に用いられます。

# 掛金拠出のしくみ

# **掛金額**

掛金は、毎月の退職手当累積額に応じて計算され、全額会社が拠出します。

## 年金給付のしくみ



## 給付の種類

規約年金から受け取る給付には、老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金の 3種類があります。

給付 種類	事由	加入 期間	受給 時期	受給 期間		受給要件
老齢給付金	退職	20年 以上	50歳 から	有期	0 0	加入期間20年以上かつ50歳以上で退職した場合 2004.4以降に入社した人は、60歳未満で退職しても 続期間が20年以上あれば、60歳から受給可 年金に代えて一時金として受け取ることも可能
脱退一時金	退職	3年~ 20年	即時		0	2004.4以降に入社した人が、加入期間3年以上20年未満で退職した場合(2004.3以前入社の場合は全額退職手当から支給)
遺族 給付金	死亡		即時	有期	0	在職中もしくは年金を受け取り終わる前に死亡した場合



## 老齢給付金(年金または一時金)

老齢給付金(または選択一時金)は、加入期間20年以上かつ50歳以上で退職した場合に受け取ります。

また、2004年4月以降に入社した人は、50歳未満で退職した場合でも、加期間20年以上であれば、脱退一時金を据え置くことにより、60歳から年金を受け取れます。

規約年金は、受給割合(年金に代えて選択一時金として受け取る割合)・ 受給開始時期・受給期間・受給形態に選択肢が設けられています。

なお、規約年金はキャッシュバランス制度を採用しており、退職してから年金受給開始までの期間、及び年金受給期間中は、市場金利に連動した利息相当額が加算され、これをもとに年金額が毎年、変動します。

# もっと詳しく

### 年金の受給方法に関する選択肢

受給割合	年金原資の一部または全額を年金に代えて選択一時金として受け取ることもできます。     一部(25%または50%)または全額(100%)を選択一時金で受け取ることができます。選択一時金で受け取る分を年金原資から差し引いた残額を年金として受け取ることになります。					
受給開始時期	退職後すぐに年金を受け取らずに65歳までの各年齢ごとの誕生月の翌月まで受給開始を繰り下げることができます。(最長10年)					
受給期間	• 10年、15年、20年から選択できます。ただし、受給開始年齢が54歳以下の場合は10年は選択できず、61歳以上の場合は20年を選択できません。					
受給形態	<ul> <li>定額型またはL字型のいずれかの受給形態を選択できます。</li> <li>定額型は、全受給期間にわたってほぼ均等な年金額となります。</li> <li>L字型は、受給開始後一定期間の年金額が厚くなり、その後は半減した年金額となります。</li> <li>定額型</li> <li>上字型</li> <li>受給期間10年・15年→6年目から半減受給期間20年→11年目から半減</li> <li>金</li> </ul>					

退職時だけでなく、据置期間中や年金受給期間中においても、年金原資を選択一時金として受け取ることができます。

#### 据置期間中に選択一時金を受け取りたい場合

過去に選択一時金を受け取っていない場合は25%、50%、100%から受給割合を選択できます。過去に受け取っている場合は、残りの年金原資を全額、選択一時金として受け取ることになります。

#### 年金受給中に選択一時金を受け取りたい場合

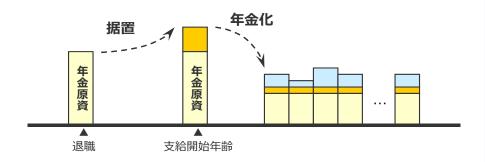
残りの年金原資相当額を全額、選択一時金として受け取ることになります。

### キャッシュバランス制度のしくみ

キャッシュバランス制度は、年金原資の据置期間中・年金受給期間中に市場金利に連動した利息相当額が加算され、これをもとに年金額が計算される制度です。

退職してから年金受給開始までの期間は据置利率、年金受給期間中は給付利率による利息相当額が加算されます。

#### 利息が市場金利に連動して変動



### 据置利率・給付利率の設定

- 据置利率・給付利率は10年国債表面利回りを指標とし、次のとおり設定されています。
  - ▶ 据置利率:10年国債表面利回り3年平均\*
  - ▶ 給付利率: 10年国債表面利回り3年平均\*+0.5%
  - \* 前年の12月から遡って3年間の平均利回りを、翌年4月より1年間適用します。
- 据置利率・給付利率には、次のとおり上下限が設けられています。
  - ▶ 据置利率:上限 6.5%、下限 給付利率の下限-0.5%
  - ▶ 給付利率:上限 7.0%、下限 1.5%もしくは法定下限利率\*のいずれか高い方
  - \* 法定下限利率は毎年度見直されます。



## 脱退一時金

2004年4月以降に入社した人については、加入期間が3年以上20年未満で退職した場合は、脱退一時金を受け取ります。

加入期間が20年以上あるケースでも50歳未満で退職した場合は、脱退一時金を受け取ることができます。この脱退一時金は退職後すぐに受け取らず、60歳到達後、 年金として受け取ることもできます。

# 遺族給付金(年金または一時金)

老齢給付金・脱退一時金を取り終わる前に以下に該当したときは、遺族が遺族給付金(または遺族一時金)を受け取れます。

- (1) 加入者が加入期間20年以上50歳以上で死亡したとき
- (2) 年金受給権者が繰下げ期間中に死亡したとき
- (3) 年金受給者が年金受給中に死亡したとき

なお、平成16年4月1日以降に入社した人については、上記(1)(2)(3)以外に、加入期間3年以上死亡したとき、脱退一時金の繰下げ期間中に死亡したときも、遺族が遺族一時金として、「その時点における年金原資相当額」を受け取れます。

遺族の範囲と その順位 順位は①~④の順です。

- ① 配偶者
- ②子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で生計維持関係にあった人
- ③ その他の生計維持関係にあった親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で②に該当しない人

遺族が配偶者の場合は、従前どおりの年金((2)の場合は受給期間:15年、受給形態:定額型の年金)を受け取れます。

遺族が配偶者以外の場合は一時金となります。